

1. こんばんは、岩本です。国会も最終盤、今日は原点に立ち返って、「テロ等準備罪」という名の「共謀罪」が、戦後史上、最低最悪の「違憲立法」であることをあらためて確認したいと思います。それにしてもひどい。この「共謀罪」法案は、いくつもの憲法の条文に違反する「違憲のデパート」ともいうべき法案です。
2. 第1は、憲法13条違反です。憲法13条の幸福追求権は、プライバシーを憲法上の権利として保障しています。「共謀罪」法案は、277にのぼる犯罪の「計画」をかぎつけるために、市民を国の監視下に置くこととなります。捜査機関は、情報をつかむために市民の私生活にこっそり忍び込み、個人の秘密を盗み見る。監視されているかもしれないという意識は、市民を不安にし、大きな精神的なストレスを生むこととなります。「共謀罪」は、個人の私生活上の自由を奪うだけでなく、精神の自由を徐々に蝕んでいきます。
3. 第2に、憲法14条が保障する法の下での平等に違反します。「共謀罪」の適用に当たっては、アラブ系などの特定の出自を持った人や、自衛隊や原発など政府の政策に反対する市民に対する理由のない偏見やステレオタイプに基づいて、監視が行われます。警察による東京のモスクの監視が問題となった裁判で、警察は2008年当時、都内のイスラム諸国の外国人登録者89%に当たる約12000人の個人情報把握し、データ化していたと訴えられています。このようなムスリムを狙い撃ちにした監視は、憲法14条が禁止する人種や宗教に基づく差別です。
4. 第3は、憲法19条が保障する思想・良心の自由の侵害です。憲法19条は、内心の自由を絶対的に保障しています。国は、市民の監視の中で得られた膨大な個人情報を分析して、他人には隠しておきたい思想や信条を暴き出すかもしれません。これは、沈黙の自由の侵害です。また、国は、あぶり出した内心に基づき不利益を課するかもしれません。たとえば、文化功労者の受賞リストから外すといったようにです。前川前事務次官の告発が本当であれば、実際に起こりそうな話しです。
5. 最後に、「共謀罪」法案はなんと言っても、憲法21条が保障する言論の自由と結社の自由を侵害します。表現活動に大きな萎縮効果が生じます。アメリカの哲学者の中に、国家による圧政に苦しめられ、テロリズム以外に訴える手段がない事態を「超緊急事態」と呼んで、テロリズムを例外的に許容する立場の人がいます。マイケル・ウォルツァーという有名な政治哲学者です。しかし、「共謀罪」法案が通れば、彼を支持して例外的にでもテロリズムを容認する発言をするのは、たとえ学問的な立場であっても、ためられるでしょう。そして、今まさに「超緊急事態」に置かれているのは、パレスチナ暫定自治区のガザの人々です。しかし、パレスチナの人々に対する人道的な支援を目的とした慈善団体を日本で結成したり、あるいは、国外の団体に加入したりすることに躊躇する人も出てくるでしょう。

6. このような「自己検閲」こそが恐ろしい。また、それが国の狙いなのです。言論の自由には「息を抜くことのできる空間」が必要であると言われます。安心して発言できる場所がなければ、言論の自由は、たちまちしぼんでいきます。それほど、言論の自由は弱くてもろいのです。「共謀罪」は、私たちの精神から自由を奪っていくでしょう。やがて、ジョージ・オーウェルが『1984』で描いて見せたように、私たちは、権力を批判する「言葉」を失い、そして失ったことにすら気がつかなくなるかもしれません。日本社会がそんな社会になることを全力で食い止めなければなりません。自由のためにいつ立ち上がるのか。それは「いま」をおいてほかにありません。ともに頑張りましょう。本日はどうもありがとうございました。